

報道関係者各位

令和元年12月12日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494
FAX 055-223-1499

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所管内注意報レベル入り)

令和元年第49週(12月2日~12月8日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数
中北保健所管内:13.6人^{※1}

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、中北保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所管内】 5 定点医療機関の合計報告数 68 人 68 人÷5 医療機関=13.6

※2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行期入り
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部	甲府市
49 週 (12/2~12/8)	5.20	13.6	3.13	5.57	1.67	3.44	5.00
48 週 (11/25~12/1)	2.32	5.60	1.50	3.29	-	0.33	3.22
47 週 (11/18~11/24)	1.49	5.00	0.88	1.43	0.33	0.56	1.44
46 週 (11/11~11/17)	0.78	1.60	1.25	0.43	-	0.22	1.00
45 週 (11/4~11/10)	0.83	0.40	3.00	0.57	0.33	-	0.33

参考：昨シーズン(平成30年9月~令和元年8月)における県内初の注意報レベル入りは、富士・東部保健所管内で平成30年第52週(平成30年12月24日~12月30日)でした。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。